

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条〔略〕</p> <p>2 幼稚園教育職員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に規定する教育公務員（区立幼稚園の園長並びに副園長、<u>教諭及び養護教諭</u>に限る。）をいう。）の勤務時間、休日、休暇等については、別に条例で定める。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第1条〔略〕</p> <p>2 幼稚園教育職員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に規定する教育公務員（区立幼稚園の園長並びに副園長、<u>教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師</u>（<u>常時勤務する者及び法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。</u>）に限る。）をいう。）の勤務時間、休日、休暇等については、別に条例で定める。</p>

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。